

下環環 第59号
令和元年9月9日

静岡県知事 川勝 平太 様

下田市長 福井 祐輔



「(仮称) パシフィコ・エナジー南伊豆海上風力発電事業
計画段階環境配慮書」に関する意見について（回答）

令和元年8月9日付け環生第157号により照会のありました件につきまして、静岡県環境影響評価条例第37条の2第2項の規定による環境の保全の見地からの意見を、別紙のとおり提出いたします。



(仮称) パシフィコ・エナジー南伊豆海上風力発電事業計画段階環境配慮書
に関する意見書

1 総括的事項

本事業は下田市・南伊豆町の沖合において、5,000～12,000kw程度の風力発電機を区域内に最大100基設置し、総出力最大50万kwを発電する発電所を建設する大規模な海上風力発電事業である。

伊豆半島は、全域が富士箱根伊豆国立公園に指定されており、ユネスコにより世界ジオパーク認定を受けるなど、国内でも有数の希少かつ豊かな自然環境を有する半島である。半島の南部に位置する本市は、海を中心とした豊かな自然環境を活かして観光を主幹産業とするとともに、豊富な漁業資源を有する海域を持ち、水産拠点であるのみならず、ダイビング等海洋レジャーの拠点にもなっており、本市において海の存在と地域住民とのつながりは生活全般にわたって広く、深く根付いていることから、本事業の実施により、本市の財産ともいえる自然環境や、市民の生活環境に重大な影響を与えることが強く懸念されるところである。

上記を踏まえ、本事業の実施に当たっては、本事業の実施想定区域が漁業権の設定範囲と重複することから、伊豆漁業協同組合や水産業関係者等に対して事業内容の説明や周知を十分に行い、同意を求める。

また、地域住民及び地元の関係団体に対しても丁寧な説明を行い、十分な理解を得るように努め、地域住民への生活環境への影響を可能な限り回避又は十分に低減し、環境保全等に対し必要な措置を講ずるよう十分に配慮すること。

2 騒音・超低周波音

本市には、事業実施想定区域から風車の影響が及ぶとされる2.0kmの範囲内に、多数の住居や環境配慮施設がある。これらに騒音及び超低周波音による生活環境への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は十分に低減できるよう必要な保全措置を講ずること。

3 風車の影

本市には、事業実施想定区域から風車の影響が及ぶとされる2.2kmの範囲内に、多数の住居や環境配慮施設がある。これらに風車の影による生活環境への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は十分に低減できるよう必要な保全措置を講ずること。

4 景観

- (1) 本市の海洋を眺望する景観資源は、神子元島や伊豆諸島など広範囲に渡り、眺望点も沿岸地域から市街地、山間の上部など多岐に渡る。元旦には多数の市民・観光客が海岸線を訪れてご来光を望んだりと、四季折々、市内各地点から洋上の景観を楽しむことができるなど、海そのものが観光・景観資源を形成している。本事業の実施により眺望景観への重大な影響が懸念されることから、風力発電設備等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行い、景観への影響を回避又は十分に低減できるよう必要な保全措置を講ずること。

(2) 景観の予測・評価結果については、画像等を用いて視覚的に景観状況を示すこと。

5 文化財

(1) 事業実施想定区域内に所在する神子元島は、国指定史跡「神子元島燈台」が所在し、また国指定天然記念物「カンムリウミスズメ」の営巣地ともなっている。神子元島周辺に風力発電機が設置されることにより、「神子元島燈台」の文化財的景観を大きく損ねることや「カンムリウミスズメ」の生態系への影響も懸念されることから、風車の配置等の検討に当たっては、神子元島に所在する文化財への影響に配慮した計画の立案を行うこと。

(2) 下田市沖はこれまでの文献等の資料調査により、難破船や沈没船に関する記載があることから、「水中遺跡」が所在する可能性が高い。平成29年10月31日付『水中遺跡保護の在り方について』(報告)(水中遺跡調査検討委員会 文化庁)によると、「水中遺跡」は文化財保護法における「埋蔵文化財包蔵地」と同様に取り扱う方針を明確にしていることから、これら「水中遺跡」が本事業の計画中又は開発中に発見された場合には、法令に則った手続きをすること。

6 防災

(1) 最大33mと想定される南海トラフ巨大地震による津波の襲来や、台風による想定を超える暴風等の自然災害が発生した場合の風力発電設備の倒壊、流出、故障、陸地への影響等についても、適切に予測及び評価を行い、必要な対策を講ずること。

(2) 地震動自体による倒壊などを防ぐため、海底地質を把握するためのボーリング調査については、海底活断層の有無に関しても適切に予測及び評価を行い、必要な対策を講ずること。

7 海況の変化

(1) 着床式の大型風力発電設備の構築により、潮流に変化が生じ、天草等沿岸の海藻類の生態系あるいは魚の回遊等、海中の環境変化への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は十分に低減できるよう必要な保全措置を講ずること。

(2) 工事に伴う海水の濁り、建設による海流の変化、稼働後の騒音、振動、超低周波音及び水中音等による漁場への悪影響については、有識者及び専門機関等の意見を求め、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

8 その他

(1) 神子元島灯台は、文化財であると同時に、現役で稼働する灯台として機能している。風車の設置により灯台機能への影響が懸念されることから、灯台機能に支障を来すことがないか適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 下田沖の海域は、常に大小多数の船舶が往来し、下田港からも多数の漁船やプレジャーボート、神津島等伊豆諸島への客船や巡視船等の大型の船舶も出入りしている。風車の設置により船舶航行に支障を来すことが懸念されることから、船舶航行に及ぼす影響について適切に予測及び評価を行うこと。